

事 務 連 絡
令和7年4月5日

各区長、自治会長 殿

南城市長 古 謝 景 春
(公 印 省 略)

三世代同同居及び移住定住支援制度に係る区・自治会加入証明書の発行について
(依頼)

みだしのことについて、本市では下記の補助制度を施行しておりますが、補助要件として自治会に加入することを義務付けております。そのため、当該補助金の申請者より区・自治会加入証明書の発行依頼がある際は、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

尚、地域によって条件が異なることから様式は任意と致しますが、申請者に対しては参考資料として別添のひな型を配布しております。

記

1. 該当する制度

- ①南城市三世代同同居支援補助金
- ②南城市知念地域移住定住支援補助金

2. 依頼内容

補助申請者に対する区・自治会加入証明書（任意様式）の発行

3. その他

制度の詳細は南城市公式ホームページよりご覧ください

以上

●お問合せ先

南城市役所企画部まちづくり推進課

TEL : 917-5394

FAX : 917-5424

担当：仲村 一成

E-mail:nakamura00512@city.nanjo.okinawa.jp

加入証明書

下記の者が、新たに_____区（自治会）区民（会員）となったことを証する。

記

1. 氏 名：_____

2. 住 所：南城市_____

3. 入会日：_____年____月____日

以上

年 月 日

_____区（自治会）

区長（自治会長）_____印

〇〇区（自治会）加入証明書

下記の者が、新たに〇〇区（自治会）区民（会員）となったことを証する。

記

1. 氏 名：〇〇 △△

2. 住 所：南城市〇〇字〇〇ABC 番地

3. 入会日： 年 月 日

以上

年 月 日

〇〇区（自治会）
区長（自治会長） 〇〇 〇〇 印

補助金交付

三世代同居または近居 を始めた方へ



南城市では、世代間で助け合いながら子育てを行う三世代同近居世帯への支援を通じて、地域コミュニティの活性化と定住促進を図るため、予算の範囲内において、本市に同居又は近隣に居住(近居)するための費用の一部を補助しています。

※**同居**…子世帯と親世帯が同一行政区に居住していること

※**近居**…子世帯と親世帯が市内の別行政区に居住していること

補助対象者

- (1) 申請日において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 子世帯が継続して1年以上同一行政区外に居住した後に、同居していること。
 - イ 子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、同居又は近居していること。
- (2) 同居する家屋又は近居する行政区内に定住する意思があること。
- (3) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、居住する行政区の自治会に加入していること。
- (4) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、マイナンバーカードを取得していること。
- (5) 当該子世帯の構成員の全員及び親等(納税義務者)が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (6) 当該子世帯の構成員の全員が、過去にこの補助金を受給しておらず、他の公的制度による移住・引越・家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員及び関係者でないこと。
- (8) 三世代同近居(転入)して1年以内であること

※ **賃貸住宅は対象になりません。**

住宅を新築、改築又は購入した際に係る費用または引越費用

ただし、支給額の上限は以下のとおりです。

補助対象経費

区分		補助基本上限額	過疎地域(知念地域)加算
1. 新築、改築、購入費用	(1) 同居	30万円	70万円
	(2) 近居	20万円	30万円
2. 引越費用(定額)	(1) 県外	10万円	20万円
※1の費用がない場合	(2) 県内	5万円	5万円

※この補助金は一時所得にあたるため課税対象です。確定申告等が必要になる場合があります。

詳細はQRコードからご確認ください。



南城市役所企画部 まちづくり推進課
TEL 098-917-5394
E-mail: machi@city.nanjo.okinawa.jp

補助金交付

旧知念村地域に 移住した方へ



令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、当該地域における若者世代の移住・定住の促進と地域コミュニティの担い手不足を解消するため、予算の範囲内において、当該地域に移住するための費用の一部を補助します。

(※移住…1年以上知念地域外に居住していた者が知念地域内に住民票を移し、かつ定住することをいう。但し、直近において知念地域内の賃貸物件に居住していた者が知念地域内に住居を新築、増改築、購入して住民票を異動することを含む)

補助対象者

- (1) 申請日において、満40歳に到達して最初の3月31日までの間にある方。ただし、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、同居している世帯として、市が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 転入及び異動を行った日から1年以内であること。
- (3) 知念地域に定住する意思があること。
- (4) 当該世帯の世帯主が居住する行政区域の自治会に加入していること。
- (5) 当該世帯の構成員の全員が、マイナンバーカードを取得していること。
- (6) 当該世帯の構成員の全員（納税義務者）が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (7) 当該世帯の構成員の全員が、この告示に基づく補助金を受給していないこと。
- (8) 当該世帯の構成員の全員が、他の公的制度による移住・引越し・家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 当該世帯の構成員の全員が、暴力団員及び関係者でないこと。
- (10) 本補助金の効果測定に資する調査等へ協力すること。

支給額の上限は以下のとおりです。

区分		補助額
1. 新築、改築、購入費用		50万円
2. 引越費用（定額） （※1.の費用がない場合）	(1) 県外	10万円
	(2) 県内	5万円

補助対象経費

※この補助金は一時所得にあたるため課税対象です。確定申告等が必要になる場合があります。

詳細はQRコードからご確認ください。



南城市役所企画部 まちづくり推進課
TEL 098-917-5394
E-mail:machi@city.nanjo.okinawa.jp